

# 学校図書館司書教諭資格講習の歩み 前編

— 東海女子短期大学時代から東海学院大学短期大学部までの43年間 —

児玉 孝乃 (図書館学)

## 1. はじめに

東海学院大学短期大学部において、2011(平成23)年度で、児童教育学科初等教育専攻の募集を停止した。これにより、小学校2級普通免許状の取得も廃止となる。そのため、学校図書館に配置される司書教諭資格の取得も自動的に廃止となり、43年間の幕を閉じることとなった。

初等教育専攻の学生は、2011(平成23)年度の卒業をもって、教育職員免許状と学校図書館司書教諭資格の取得者が最後となる。

東海女子短期大学時代44年間と東海学院大学短期大学部・男女共学化の4年間(2008年校名変更)を加えた通算48年間の歴史をふりかえる。

募集停止に伴い、中学校2級普通免許状、小学校2級普通免許状の取得と学校図書館司書教諭の資格取得に関する内容をまとめておく必要に駆られた。

学校図書館司書教諭の43年間の足跡である。今年度は前編として、学校図書館司書教諭資格の認可から資格取得学科、開講科目、学校図書館法の改正に伴う諸問題、科目と講義担当者、開講大学状況と受講料の徴収の有無について、調査することとした。

## 2. 学校図書館司書教諭取得学科と 学園の沿革

1963(昭和38) 東海女子短期大学の設置許可  
家政科 (入学定員50人)

1964(昭和39) 家政科第2部の増設許可  
(入学定員 50人)  
家政科第1部・第2部  
中学校教諭2級普通免許状

(家庭)設定

被服選修(入学定員30人)

食物選修(入学定員20人)

栄養士養成施設指定

1965(昭和40) 家政科第1部被服専攻課程  
(入学定員45人)

食物専攻課程(後食物専攻栄養  
課程)名称変更

(入学定員35人)

1966(昭和41) 家政科入学定員増許可

英文科第1部・第2部、

初等教育科の設置許可

(入学定員各50人)

英文科第1部・第2部

中学校教諭2級普通免許状

(英語)

初等教育科

小学校、幼稚園教諭2級

普通免許状認定

1967(昭和42) 家政科第1部被服専攻

(入学定員増70人)

初等教育科

(入学定員増80人後130人)

1968(昭和43) 家政科第1部、第2部

英文科第1部・第2部

7月23日初等教育科に司書教諭資格認可

1969(昭和44) 家政科第1部専攻分離

食物栄養専攻(入学定員100人)

生活デザイン専攻

(入学定員30人)

1973(昭和48) 初等教育科

児童教育学科に変更

初等教育専攻(入学定員100人)

幼児教育専攻(入学定員50人)

2月17日司書課程認可

- 1974(昭和49) 児童教育学科初等教育専攻  
小学校教諭2級普通免許状  
幼児教育専攻  
幼稚園教諭2級普通免許状
- 1976(昭和51) 英文科第2部廃止
- 1982(昭和57) 英文学科(入学定員100人)  
初等教育専攻(入学定員150人)
- 1984(昭和59) 家政学科第2部廃止
- 1985(昭和60) 入学定員増許可(至平成12)  
英文学科(入学定員100人)  
被服専攻(入学定員50人)  
食物栄養専攻(入学定員50人)
- 1986(昭和61) 栄養士養成施設  
(入学定員150人)
- 1994(平成6) 総合図書館竣工  
東海情報コミュニケーション・  
ライブラリー9月開館
- 1999(平成11) 家政学科被服専攻  
生活学科衣生活専攻名称変更  
(入学定員60人)  
住生活専攻(入学定員40人)  
食物栄養専攻(入学定員100人)
- 2002(平成12) 英文学科(入学定員90人)  
初等教育専攻(入学定員80人)
- 2001(平成13) 生活デザイン専攻廃止  
英文学科をコミュニケーション  
学科名称に変更
- 2002(平成14) 生活学科食物栄養専攻  
食物栄養学科名称変更
- 2003(平成15) 生活学科専攻廃止
- 2004(平成16) 食物栄養学科(入学定員80人)  
コミュニケーション学科  
(入学定員70人)  
初等教育専攻(入学定員50人)
- 2005(平成17) 食物栄養学科  
栄養教諭2種普通免許状認定
- 2008(平成20) 東海女子短期大学  
東海学院大学短期大学部に  
名称変更共学化  
東海学院大学・東海学院大学  
短期大学部附属図書館(通称  
東海ライブラリー)名称変更
- 2009(平成21) 食物栄養学科廃止

- コミュニケーション学科廃止  
介護福祉学科廃止
- 2011(平成23) 児童教育学科初等教育専攻  
募集停止  
ジュニアスポーツ教育専攻  
(入学定員50人)設置

学校図書館司書教諭資格を取得可能な学科等について、「東海学院大学短期大学部・学生便覧」の学園の沿革より抜粋をした。

1968(昭和43)年7月23日に初等教育科に司書教諭資格の認可が得られた。

1969年(昭和44)年度より司書教諭資格講習が開講された。その後の学科・専攻の改組において、司書教諭資格の認可の明記がなされていないが、平成23年度の児童教育学科初等教育専攻の募集停止までに、小学校教諭2級普通免許状を取得できる初等教育専攻と中学校教諭2級普通免許状を取得できる英文科、家政科では、司書教諭資格が取得可能であった。

中学校教諭2級普通免許状は、1964(昭和39)年に家政科(家庭)が、1966(昭和41)年に英文科(英語)が認定されている。そのため、教員免許状の資格を取得する学生は概ね、司書教諭資格を受講した可能性が高い。

「東海女子短期大学 学生募集要項 1970」資格取得一覧表に、司書教諭の資格一覧が記載されている。

資格取得一覧表 (1970年度)

		中学校 (2級)	小学校 (2級)	司書 教諭
家 政	被 服	○家庭		○
	生活美術	○家庭		○
	食物栄養	○家庭		○
英 文		○英語		○
初等教育			○	○

※ 幼稚園・栄養士・保育資格の表記は省略

さらに、1973(昭和48)年度の学生募集要項(抜粋)より司書資格(申請中)とあり、1974(昭和49)年度より、英文科と幼児教育専攻に司書資格一覧が記載されている。

資格取得一覧表（1974年度）

		司書教諭	司書
家政	被服	○	
	生活デザイン	○	
	食物栄養	○	
英文	○	○	
児童教育	初等教育	○	
	幼児教育		○

※幼稚園・栄養士・保育資格の表記は省略

英文学科については、1985（昭和60）年度より、資格取得を廃止している。

家政学科は、2009（平成21）年度に食物栄養学科が廃止されるまで、初等教育専攻は、2011（平成23）年度に募集停止がなされるまで資格取得のための講習が開講された。

### 3. 学校図書館司書教諭資格の開講科目

#### 1) 司書教諭専門科目

授業科目	単位数
学校図書館通論	1
学校図書館の管理と運用	1
図書の選択	1
図書の整理	2
図書以外の資料の利用	1
児童生徒の読書活動	1
学校図書館の利用指導	1

資格取得要件については、7科目8単位を取得しなければならない。

#### 2) 司書教諭講習科目の改正

1999（平成11）年4月1日改正

学校図書館司書教諭講習規程（昭和29年8月6日文部省令第21号）の一部を改正する。（受講資格）

第二条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校の教諭の免許

状を有する者または大学に2年以上在学する学生で62単位以上を修得した者とする。

（履修すべき科目及び単位）

第三条 司書教諭の資格を得ようとする者は、講習において、次の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ、同表の下欄に掲げる数の単位を修得しなければならない。

新制度（平成11年度～）

授業科目	単位数
学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

資格取得要件については、5科目10単位を取得しなければならない。

〔経過措置〕（平成11年度～14年度末）

2年以上の実務経験者	4年以上の実務経験者
学校経営と学校図書館 2単位	—
学校図書館メディアの 構成 2単位	同 2単位
計 4単位 （特段の事情があれば、他の科目でも）	計 2単位

（平成15年度～）完全廃止

経過措置期間中（平成11年4月1日～平成15年3月31日）における旧規程による科目の単位と新規程による科目の単位の読替えによりすべてを修得しなければならない。

#### 3) 司書科目取得との関連

司書科目	司書教諭講習科目
資料組織概説（2単位） 図書館資料論（2単位）	学校図書館メディア の構成（2単位）

司書資格と併せて取得する場合は、司書教諭講習科目に相当するとみなされる。

## 4. 学校図書館司書教諭の配置

### 1) 学校図書館法の一部を改正する法律

学校図書館法（昭和28年法律第185号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「大学」の下に「その他の教育機関」を加える。

附則第2項中「当分の間」を「平成15年3月31日までの間（政令で定める規模以下の学校にあっては、当分の間）」に改める。

第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

#### 第5条（司書教諭）

学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければいけない。

2 前項の司書教諭は、（中略）指導教諭又は教諭をもって充てる。（中略）司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項の規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

### 2) 学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令

附則第2項の政令で定める規模以下の学校は、学級の数（通信制の課程を置く高等学校以下中略）が11以下の学校とする。

改正法令等では、文部科学大臣の委嘱を受けた大学以外の教育機関、例えば都道府県・市町村の教育センター等で講習を行うことができる。また、司書教諭設置の猶予期間が2003（平成15）年3月31日までの間とされ、学級の数も11以下の学校を除くすべての学校としたことである。

学校図書館が学校教育に欠くことのできない施設であること。教育課程に展開する学習情報センターの機能を持ち、児童生徒の主体的な学

習や読書指導の中心的役割を担う司書教諭の重要性と役割を言及している。

## 5. 学校図書館司書教諭講習科目担当者

日本図書館協会の『図書館学教育担当者名簿』（昭和62年度調査より改題）は概ね5年ごとの発行である。

調査年については、昭和47年（注1）、昭和52年（注2）、昭和57年（注3）、昭和62年（注4）、平成5年（注5）、平成11年（注6）、平成16年調査（注7）の7回発行されている。

### 1) 1974年版（昭和47年調査）

授業科目		担当者
学校図書館通論	1	松見弘道 a
学校図書館の管理と運用	1	〃
図書の選択	1	〃
図書の整理	2	園部定省 b
図書以外の資料の利用	1	大野貞三 c
児童生徒の読書活動	1	園部定省 b
学校図書館の利用指導	1	〃

#### 担当者職名

- a : 非常勤講師
- b : 助教授
- c : 助教授

### 2) 1978年版（昭和52年調査）

授業科目		担当者
学校図書館通論	1	松見弘道 a
学校図書館の管理と運用	1	〃
図書の選択	1	〃
図書の整理	2	園部定省 b
図書以外の資料の利用	1	野田 満 c
児童生徒の読書活動	1	〃
学校図書館の利用指導	1	園部定省 b

#### 担当者職名

- a : 非常勤講師
- b : 教授
- c : 専任講師

### 3) 1983年版 (昭和57年調査)

授業科目		担当者
学校図書館通論	1	園部定省 b
学校図書館の管理と運用	1	〃
図書の選択	1	〃
図書の整理：分類	1	〃
〃：目録	1	松見弘道 a
図書以外の資料の利用	1	園部定省 b
児童生徒の読書活動	1	松見弘道 a
学校図書館の利用指導	1	〃

担当者職名

- a : 教授
- b : 教授

### 4) 1988年度 (昭和62年調査)

授業科目		担当者
学校図書館通論	1	野々村一美 b
学校図書館の管理と運用	1	松見 弘道 a
図書の選択	1	野々村一美 b
図書の整理	2	児玉 孝乃 c
図書以外の資料の利用	1	野々村一美 b
児童生徒の読書活動	1	松見 弘道 a
学校図書館の利用指導	1	野々村一美 b

担当者職名

- a : 教授
- b : 専任講師
- c : 専任講師

### 5) 1995年版 (平成5年調査)

授業科目		担当者
学校図書館通論	1	高野盛光 c
学校図書館の管理と運用	1	松見弘道 a
図書の選択	1	高野盛光 c
図書の整理	2	児玉孝乃 b
図書以外の資料の利用	1	高野盛光 c
児童生徒の読書活動	1	松見弘道 a
学校図書館の利用指導	1	高野盛光 c

担当者職名

- a : 教授
- b : 専任講師

c : 専任講師

### 6) 2000年版 (平成11年調査)

科目の改正年度

授業科目		担当者
学校経営と学校図書館	2	安田 武 b
学習指導と学校図書館	2	児玉 孝乃 a
学校図書館メディアの構成	2	〃
読書と豊かな人間性	2	安田 武 b
情報メディアの活用	2	村瀬康一郎 c

担当者職名

- a : 助教授
- b : 非常勤講師
- c : 非常勤講師

### 7) 2005年版 (平成16年調査)

授業科目		担当者
学校経営と学校図書館	2	村瀬康一郎 c
学習指導と学校図書館	2	児玉 孝乃 a
学校図書館メディアの構成	2	〃
読書と豊かな人間性	2	安田 武 b
情報メディアの活用	2	村瀬康一郎 c

担当者職名

- a : 助教授
- b : 非常勤講師
- c : 非常勤講師

### 8) 2010年度 (平成22年度)

授業科目		担当者
学校経営と学校図書館	2	村瀬康一郎 c
学習指導と学校図書館	2	児玉 孝乃 a
学校図書館メディアの構成	2	〃
読書と豊かな人間性	2	飯田 治代 b
情報メディアの活用	2	村瀬康一郎 c

担当者職名

- a : 准教授
- b : 非常勤講師
- c : 非常勤講師

学校図書館司書教諭講習科目における図書館学の5年ごとの調査(昭和47年～昭和62年調査)をみると、2000年版(平成11年調査)まで、学内の教員が担当をしている。

専任講師とは、図書館学専門の教員のみならず、英文科、初等教育専攻所属の教員にお願いをしている。

2代目図書館長園部定省氏が1983(昭和58)年に他界され、3代目を引き継がれた松見弘道図書館長を中心に図書館学の科目は、短期大学の専任の教員によって講義が行われてきた。

## 6. 学校図書館司書教諭開講大学状況

1998(平成10)年、松見弘道図書館長が他界されたことにより、短期大学の科目担当者は、非常勤講師に移行することとなる。

1973(昭和48)年には、司書資格が認可され、図書館学の科目担当者は、学校図書館司書教諭資格科目と司書課程の資格科目のかけもちとなり、多忙をきわめることとなった。

表1.「司書教諭開講大学一覧表」は、『図書館学教育担当者名簿』(昭和62年調査より改題)により司書教諭の科目が取得できる大学を抜粋したものである。5年ごとの取得大学数である。

国立大学については、平成11年調査時点より平成16年調査が3倍以上に増加している。

これは、「4.2)学校図書館法附則第2項の

学校の規模を定める政令」に伴い、国立大学を中心に文部科学大臣の委嘱を受けた教育機関として司書教諭資格の講習を実施したためと考えられる。

この講習は、夏季講習により主に現職の教員を対象として講習が開講されている。

私立大学については、平成16年調査の開講大学数が平成11年調査の約1.6倍と増加している。

この反対に、私立短期大学については、平成11年調査・平成16年調査共に、平成5年調査の約半数に減少している。

これは、学科の改組、閉校に伴い、短期大学から四年生大学への移行が進んだものと考えられる。

私立短期大学の減少・縮小に伴い、開講する短期大学数も比例して減少している。

これにより、私立大学の開講数が年々増加し、平成16年調査では、昭和47年調査の約2.7倍に増加している。

また、学校図書館司書教諭資格は教育職員免許状を取得してはじめて有効活用することができる資格である。そのため、同時に教育職員免許の取得可能な四年生大学が増加し、短期大学では取得が困難となったのであろう。

開講大学の総体的な状況は、平成16年調査と昭和47年調査を比較しても、約1.7倍と増加傾向にあることがわかる。

表1. 司書教諭開講大学一覧表

年度は調査年 単位:校

	大学			小計	短期大学		小計	合計
	国	公	私立		公	私立		
昭和47	15	3	51	69	1	50	51	120
昭和52	15	3	60	78	3	64	67	145
昭和57	19	3	69	91	2	70	72	163
昭和62	14	5	71	90	3	72	75	165
平成5	15	3	77	95	3	72	75	170
平成11	11	5	83	99	1	45	46	145
平成16	37	5	131	173	2	34	36	209

## 7. 学校図書館司書教諭取得大学の受講料

表2. 受講料徴収の有無

単位:校 ( )開講大学数

調査年	区分	徴収する	徴収しない	徴収率%
昭 47	大学	14 (69)	55	20.1
	短大	10 (51)	41	19.6
昭 52	大学	14 (78)	64	17.9
	短大	18 (67)	49	26.9
昭 57	大学	8 (91)	83	8.8
	短大	16 (72)	56	22.2
昭 62	大学	37 (90)	53	41.1
	短大	42 (75)	33	56
平 5	大学	38 (95)	33	40
	短大	34 (75)	41	45.3
平 11	大学	40 (99)	59	40.4
	短大	25 (46)	21	54.3
平 16	大学	67 (173)	106	38.7
	短大	16 (36)	20	44.4

※受講料の設定・金額表示は省略

表2.「受講料徴収の有無」は、開講大学における受講料の徴収の実状についてみたものである。

図書館学の5年ごとの調査(昭和47～平成16年調査)により、学校図書館司書教諭科目についてのみ抜き書きしたものである。

平成16年調査では、昭和47年調査の約2倍の徴収率である。

東海女子短期大学では、開設当初より、受講

料を徴収していない。故神谷みゑ子学園長先生の教育方針・理念に基づき、東海学院大学短期大学部となった平成23年度の初等教育専攻の募集停止まで、受講料の徴収は実施されなかった。

平成16年調査では、徴収しない大学数が106校と多い。学校図書館法の改正に伴い、国立大学での講習が義務付けられたためと考えられる。

受講料の徴収方法と金額については、各大学によって表記がまちまちである。概ね、昭和47年調査においては、1単位400円～500円の受講料の設定と年払い2,000円～12,000円の設定方法をとっている大学、短期大学が最も多かった。

平成16年調査では、一括払い3,000円～30,000円の受講料を設定している大学が増加し、43年間で約2倍となっている。

科目数(10科目)から判断すると、1科目平均300円～3,000円の受講料の徴収となっている。

教職課程費との込み、司書資格課程を同時に取得する条件の受講料、司書教諭と司書課程の受講料を別々に設定し徴収する大学などさまざまであった。

次号に続く。

### 註

- 1) 日本図書館協会編 『図書館学教育担当者名簿』  
昭和47年調査 日本図書館協会 1974
- 2) ♪ 昭和52年調査 ♪ 1978
- 3) ♪ 昭和57年調査 ♪ 1983
- 4) ♪ 『日本の図書館学教育』(改題)昭和62年調査 日本図書館協会 1988
- 5) ♪ 『日本の図書館情報学教育』(改題)平成5年調査 ♪ 1995
- 6) ♪ 平成11年調査 ♪ 2000
- 7) ♪ 平成16年調査 ♪ 2005